

神奈川労働局労働基準部安全課 課 長 酒井 康之 安全専門官 吉田 光幸

電話 045 (211) 7352

FAX 045 (211) 0048

「年末における建設業の労働災害撲滅に向けた集中的取組」を実施 —12月1日には労働局長が現場をパトロール—

神奈川労働局(局長 若生正之)は、工事量が増加する年末時期の建設業の死亡災害、 重篤災害の撲滅に向け、建設工事現場における作業の安全化を推進する集中的取組を実施 することといたしました。

また、この取組の一環として「神奈川労働局長による建設工事現場パトロール」(公開)を実施します。

1 趣旨

建設業における労働災害は、死亡災害、重篤災害となるものが多く、神奈川県内の建設業における死亡災害のうち、「墜落・転落災害」による死亡者数は、平成25年に5人、平成26年に8人、平成27年10月末現在で4人であるほか、「土砂崩壊災害」により平成25年に3人が死亡しており、これら「墜落・転落災害」、「土砂崩壊災害」の防止を重点とした建設業の年末集中的取組を実施し、労働災害の撲滅を図る。

2 実施期間

平成27年12月1日(火)から平成27年12月31日(木)までの期間

- 3 神奈川労働局長によるパトロール
 - (1) 日 時 平成 27 年 12 月 1 日 (火) 午後 1 時 30 分から
 - (2) 工事現場 清水建設㈱横浜支店「(仮称) ブランズタワーみなとみらい計画」 (工事概要) RC造地上 29 階地下 1 階の高層住宅新築工事 工事事務所の所在地 横浜市西区みなとみらい 3 丁目 7 番 2 号
 - (3) 取 材 等 このパトロールは、建設業労働災害防止協会神奈川支部との合同による公開パトロールとします。現場取材を希望される場合は、別紙FA X送信票により、11月27日(金)正午までに御連絡願います。
- 4 集中的取組の実施事項 別添実施要綱のとおり。

F A X 送 信 票

神奈川労働局長による建設工事現場パトロール

(12月1日(火)午後1時30分開始)

取 材 申 込 書

会社・支店(支局)名	
会社・支店(支局)所在地	
電話	
F A X	
入場者人数(カメラマン等含む)	Д

- ※1 集合場所は、現地工事事務所(横浜市西区みなとみらい3丁目7番2号)です。 当日、午後1時20分頃までに御集合ください。駐車場はありませんので、公共交 通機関をご利用ください。(別添地図参照)
- ※2 現場内への立ち入りには安全な服装が必要です。ヘルメット、軍手は現場で取材者 用のものを用意しますが、靴については滑りにくいものを着用ください。
- ※3 現場内では安全通路以外への立ち入りはご遠慮ください。現場内では現場関係者の 指示にしたがってください。
- ※4 準備等の都合がございますので、11月27日(金)正午までに御連絡をお願いいた します。

(FAX送信先)

神奈川労働局労働基準部安全課

FAX 045-211-0048 担当 安全専門官 吉田 光幸 (電 話 045-211-7352)

年末における建設業の労働災害撲滅に向けた集中的取組実施要綱

平成27年12月1日神奈川労働局

1 趣 旨

建設業については、第12次労働災害防止計画において、「重篤度の高い労働災害が発生している重点業種」として対策の取組を行っているところであり、神奈川県下における建設業の労働災害により、平成25年に13人、平成26年に12人、平成27年10月末までに10人が亡くなっている。今後、工事量が増加する年末に向けて、建設業における死亡・重篤災害の防止を図ることが重要である。

このため、本年においても、建設工事現場における作業の安全化を推進するための年末 集中的取組を実施し、建設業の労働災害の防止、特に死亡災害の撲滅を図ることとする。 実施に当たっては、「墜落・転落災害」により平成25年に5人、26年に8人、27 年10月末までに4人が亡くなり、「土砂崩壊災害」により平成25年に3人が亡くなっ ていることから、「墜落・転落災害」、「土砂崩壊災害」対策を重点に取り組む。

2 実施期間

平成27年12月1日(火)から平成27年12月31日(木)までの間

3 実施事項

- (1)神奈川労働局の取組
 - ア 労働局長による建設工事現場パトロール (建設業労働災害防止協会神奈川支部 (以下「建災防」という。) 支部長との合同パトロール) を実施する。
 - イ 建災防支部長に対し、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」、「斜面 崩壊による労働災害の防止に関するガイドライン」(以下「要綱」、「ガイドライン」 という。)を周知すること等により、特に「墜落・転落災害」、「土砂崩壊災害」の防 止を推進するよう要請する。
- (2) 労働基準監督署の取組
 - ア 建築工事現場においては「墜落・転落災害」、土木工事現場(掘削作業現場)においては「土砂崩壊災害」の防止を重点とした監督指導を実施する。
 - イ 建災防各分会と建設工事現場合同パトロールを実施する。
 - ウ 建災防各分会、施工業者、発注機関に対する集団指導においては、「墜落・転落災害」、「土砂崩壊災害」等を防止するため、要綱・ガイドラインで示した事項の点検 を励行するよう指導する。

墜落・転落災害、土砂崩壊災害を撲滅しよう!



年末における建設業の労働災害撲滅 ・ に向けた集中的取組

実施期間:平成27年12月1日から平成27年12月31日

神奈川労働局 · 各労働基準監督署

「要綱、ガイドラインに基づく点検を行い、災害を未然に防止!」

足場からの墜落・転落災害防止の総合対策推進要綱

わく組足場 より安全な措置⇒上さんの設置

わく組足場以外 手すり・中さん + 幅木の設置

足場の組立・解体時 手すり先行工法の採用



安全点検の確実な実施 〔足場の種類等に応じたチェックリストを作成し、それによる点検!〕

斜面崩壊による労働災害防止対策に関するガイドライン

適用対象 中小規模の斜面掘削工事 切土部の掘削高さが概ね1.5m以上10m未満

設計・施工段階別点検表による点検(斜面崩壊に関する地盤 リスクの有無を確認し、安全に作業ができる掘削勾配であるかを確認する。)

日常点検表による点検(施工段階において、斜面崩壊の前兆である斜面の変状を発見する。)

変状時点検表による点検(日常点検表で変状を確認した場合、変 状の推移を観察し、斜面崩壊の危険性の有無を確認する。)



- そ 交通労働災害の防止対策(長距離化する現場と事務所との往復時の災害の防止)
- ② 〇運転者の運転による心身の疲労に配慮し、通常作業の負担軽減を図る。
- 党 荷役災害の防止対策
- 対 〇建設資材等をトラックから積み下ろす際のトラック運転者等への安全対策の実施 (リーフレット「STOP 交通労働災害&荷役災害」記載の自主点検)

平成25年 死亡災害の概要

神 奈 川 労 働 局 確 定 版

				1唯 疋 版
番号	発生月	業種	起因物	人 発生概要
田石	発生時刻	事業場規模	事故の型	无工物 女
1	1月	建築工事業	その他の仮設 物、建築物、構 築物等	本社建物の8階非常用バルコニーから墜 落。
	8時頃	100~299名	墜落、転落	
2	3月	建築工事業	建築物、構築物	ビル解体作業中、被災者が4階床のスラ ブ上にて鉄骨の溶断作業の下準備を行って いたところ、解体用重機で5m程離れた4 階屋根スラブを支える鉄骨を切断した際
	8時頃	10~29名	飛来、落下	に、その拍子で被災者の直上の4階屋根ス ラブも崩落して落下してきたコンクリート が被災者にぶつかったもの。
3	1月	その他の建設業	地山、岩石	深さ1.5m、幅1mの掘削した溝の内 部で作業中に側面が崩壊して生き埋めに
	10時頃	1~9名	崩壊、倒壊	なったもの。意識不明で療養中であったが 約2カ月後に死亡。
4	3月	土木工事業	建築物、構築物	くい抜機で引き抜いたくいが折れて倒
·	11時頃	30~49名	崩壊、倒壊	れ、くい抜機の運転席を直撃したもの。
5	4月	その他の建設業	地山、岩石	建物 1 階の床下部分に水がたまり、漏れ 出ている箇所を確認するために堆積してい た土砂を電動ピックではつりながら掘り進
	11時頃	10~29名	崩壊、倒壊	めていたところ、土砂が崩落して下敷きとなったもの。

平成25年 死亡災害の概要

神 奈 川 労 働 局 確 定 版

1				
番号	発生月	業種	起因物	発 生 概 要
	発生時刻	事業場規模	事故の型	
6	5月	建築工事業	トラック	建築現場内で掘削土砂を現場から排出す るトラックを誘導していた被災者が、後退
	12時頃	300名~	激突され	してきたトラックに轢かれたもの。
7	6月	土木工事業	地山、岩石	地下排水溝内で作業中に、近接する切土 法面が崩落して土砂に巻き込まれ、直ぐに
	10時頃	10~29名	崩壊、倒壊	救出されたが搬送先の病院で死亡した。
8	7月	建築工事業	引火性の物	倉庫に隣接する社員寮で火災があり、居住 する労働者が死亡したもの。出火原因は調
	20時頃	50~99名	火災	查中。
9	9月	建築工事業	屋根、はり、もや、けた、合掌	屋根の塗装工事において、2階屋根を移 動中に約6mの高さから墜落したもの。
	13時頃	1~9名	墜落、転落	対力・11で加りでは、り上店でにもの。
10	11月	建築工事業	屋根、はり、もや、けた、合掌	4階建てアパートの防水工事中に屋上のパラペットを越え、約12m墜落し、9日後に死亡したもの。屋上には高さ32cmのパラペットがあるのみで、足場、手す
	14時頃	1~9名	墜落、転落	り、親綱等は無かった。被災者は工具を入れるため安全帯を着用していたが、保護帽は被っていなかった。

平成25年 死亡災害の概要

神 奈 川 労 働 局 確 定 版

番号	発生月	業種	起因物	発 生 概 要
ш ,	発生時刻	事業場規模	事故の型	75 — 177
11	12月	その他の建設業	建築物、構築物	道路脇の電柱に設置された街灯(高さ約 5m)の蛍光灯を交換する作業中に墜落し
	17時頃	1~9名	墜落、転落	たもの。
12	12月	建築工事業	屋根、はり、も や、けた、合掌	木造2階建て建築現場で大梁と大梁の繋 ぎ材の取付け作業中に約3.2m墜落した
	9時頃	1~9名	墜落、転落	もの。
13	8月	建築工事業	起因物なし	朝出勤してきた同僚が、事務所内で仮眠 を取っていたと思われる被災者を発見し、 起こそうとしたが反応がないため救急車に
	7時頃	1~9名	その他	て病院に搬送したが、死亡が確認された。 平成26年3月に労災認定されたもの。

平成26年 死亡災害の概要

神 奈 川 労 働 局 確定版

発生月	業種	起因物	発 生 概 要
発生時刻	事業場規模	事故の型	
1月	土木工事業 1~9名	有害物	マンホール内のピットにおいて、下水管の空気抜き弁の交換のためバルブの取り外し作業をしていたところ、吹き出した硫化水素ガスを吸い込んだ4名が中毒となり、うち1名が死亡した。
		触	
1月	建築工事業	足場	足場組み立て作業中に、足場の6層目に おいて資材を滑車を用いて荷揚げしている
8時頃	1~9名	墜落、転落	際に、約11m下の地面に墜落した。
1月	建築工事業	建築物、構築物	躯体工事がほぼ終了し、窓のクリーニン グ作業のため4階庇に脚立を立て窓の外側
10時頃	1~9名	墜落、転落	を清掃中に墜落した。
2月	建築工事業	開口部	3階建ビルの改修工事において、内装材の 撤去作業中の被災者がエレベーター設置予 定箇所の開口部から1階に墜落し、搬送先 の病院で事故から約3週間後に死亡したも
11時頃	10~29名	墜落、転落	の。開口部には覆いがあったが何らかの理 由により外れて墜落したものである。
3月	建築工事業	足場	足場組立作業中に部材を持って、幅25 cmの足場板上を移動の際に約5.5m下
14時頃	10~29名	墜落、転落	に墜落したもの。
	発生19181102113日本11111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111	発生時刻事業場規模1月土木工事業9時頃1~9名1月建築工事業10時頃1~9名2月建築工事業11時頃10~29名3月建築工事業	発生時刻事業場規模事故の型1月土木工事業有害物 有害物等との接1月建築工事業足場8時頃1~9名墜落、転落1月建築工事業建築物、構築物10時頃1~9名墜落、転落2月建築工事業開口部11時頃10~29名墜落、転落3月建築工事業足場14時頃10~29名

平成26年 死亡災害の概要

神 奈 川 労 働 局 確定版

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模	起因物 事故の型	発生概要
6	6月	建築工事業	足場	足場の解体作業中に、引っ掛かっていた 解体ユニットが外れたはずみでバランスを 端上での2000でである。
	10時頃	10~29名	墜落、転落	崩して22.6m下の地上に墜落したも の。
7	7月	建築工事業	通路	8 階建ビルの解体工事現場において、7 階の解体作業場から外部足場のタラップを 使用して地上に降りる際に、躯体と外部足
	11時頃	1~9名	墜落、転落	場の幅約85cmの隙間から墜落したもの。
8	7月	建築工事業	高温·低温環境	解体工事に従事していた被災者が、昼休 みに入る際に、「気分が悪い」と言って現
	12時頃	10~29名	高温・低温の物との接触	場を離れ、病院に搬送されたが熱中症により死亡した。
9	8月	建築工事業	階段、さん橋	5階建てマンションの補修工事において枠 組み足場組み立て中に休憩のため被災者が 4層目から3層目へ、ハッチ式布板に付属
	9時頃	10~29名	墜落、転落	しているタラップで降りている際に、約5 mの高さから足場外部に墜落したもの。
10	9月	建築工事業	その他の仮設 物、建築物、構 築物等	ブロック塀の解体作業を行っていた脇で、 別作業である単管ベース金具を外していた 被災者にブロック塀が倒れ落ちたもの。高 さ2mのブロック塀を高さ1.2mの位置
	15時頃	1~9名	飛来、落下	で切り離し、上部を作業場側に引き倒す作業中であった。

平成26年 死亡災害の概要

神 奈 川 労 働 局 確定版

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模	起因物 事故の型	発生概要
11	11月	建築工事業	足場	外部足場の解体作業中、鳶工の労働者が 6層目の作業床上で建地単管パイプを引き
	11時頃	10~29名	墜落、転落	抜いた際、バランスを崩し敷地外の道路上 へ9.65m墜落したもの。
12	11月	土木工事業	掘削用機械	深さ3mまで掘削した一次掘削面の床掘りを行うため、一次掘削面までの斜路をドラグショベル(0.066㎡)で移動して
12	13時頃	50~99名	転倒	いる際に転倒しアームの下敷きになったもの。

平成27年 死亡災害の概要

神 奈 川 労 働 局平成27年10月31日現在

				平成2/年10月31日現在
番号	発生月	業種	起因物	発 生 概 要
	発生時刻	事業場規模	事故の型	
1	1月	土木工事業	掘削用機械	公園整備工事において、クローラー式ドラグショベルによりスロープの修繕作業を行っていた。スロープ上に仮置きされたコンクリートガラ上を登り方向に通過しよう
	12時頃	1~9名	はさまれ、巻き 込まれ	とした際、真後ろに転倒して後方で作業を していた被災者がドラグショベルと地面に 挟まれたもの。
2	2月	土木工事業	階段、桟橋	川の護岸改修工事において、クレーンオペレーターが岸から離れた位置に係留していたクレーン船に移動する際に、クレーン
	7時頃	1~9名	おぼれ	船と岸との間の浮桟橋から川に転落した。
3	2月	建築工事業	建築物、構築物	戸建住宅の解体工事において3階から内 装ボード(1枚5キロ程度)を地上のコン
	11時頃	1~9名	墜落、転落	テナボックスに落とし入れていた際、地上 まで約6.1m墜落したもの。
4	3月	建築工事業	足場	戸建住宅改修工事現場において、軒裏の天 井の補修作業中に一側足場の二層目から地
	16時頃	1~9名	墜落、転落	上まで約4.3m墜落したもの。安全帯の 使用なし。
5	4月	建築工事業	トラック	建設現場から2tダンプトラックにて帰 社途中、東名高速においてスリップして道
	18時頃	10~29名	交通事故(道路)	路左側のガードレールに衝突した。

平成27年 死亡災害の概要

神 奈 川 労 働 局平成27年10月31日現在

				十八乙/平10月31日坑江
番号	発生月	業種	起因物	発 生 概 要
H 7	発生時刻	事業場規模	事故の型	九 工 1% 女
6	5月	建築工事業	屋根、はり、もや、けた、合掌	民家駐車場の屋根材を張り替える等の改修工事において、作業手順等を決定するため屋根梁上にしゃがんでいた被災者がバランスを崩してしりもちをついた際に手で屋
	8時頃	1~9名	墜落、転落	根材を破損して、3.5m下のコンクリート上に墜落し、約2週間後に収容先の病院にて死亡した。
7	7月	建築工事業	足場	足場解体作業中に、高さ16mの足場上から墜落したもの。親綱は張られており安全 帯を着用していたが、使用していなかっ
	9時頃	10~29名	墜落、転落	た。
8	8月	土木工事業	荷姿の物	道路照明ポールを撤去するためトラック クレーンで吊り、アンカー部を着地させた 後、先端部を下ろそうとした際に、ポール の向きを調整しようとしたところ、ポール
	10時頃	1~9名	はさまれ、巻き 込まれ	が動いて、ポールとトラッククレーンの荷 台のあおりの間に胸部をはさまれた。
9	10月	土木工事業	玉掛け用具	市発注道路補修工事において、ドラグ・ショベルのバケットの作業装置に吊り上げ器具を取り付け、敷鉄板(1.5×3.0m、重量約700kg)を吊り上げた際、吊
	16時半頃	1から9名	激突され	り上げ器具から敷鉄板が外れて、吊っていた敷鉄板を押さえていた作業員に倒れかかり、作業員は大腿部を挟まれて死亡した。